

## 正誤表

## 2024年版 司法試験・予備試験 体系別短答式過去問集

## 2-2 民法Ⅱ〈債権・親族・相続・民法総合〉

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正	更新日
21	平 24-18 <sup>7</sup> (No.295) 肢 1 解説 1~2 行目 間接強制 (同法 § 172-I) は原則として認められていない (民事執行法 § 43-I、	間接強制 (民事執行法 § 172-I) は原則として認められていない (同法 § 43-I、	26/04/02
135	令 4-19 (No.346) 肢エ 解説 4 行目 できる」 (§ 504-I 本文) とされるので	できる」 (§ 505-I 本文) とされるので	26/04/02
177	平 22-20 改 (No.362) 肢 4 解説 下から 2~1 行目 とする。したがって、本肢は正しい。	とする。そして、470 条 3 項の併存的債務引受は「第三者のためにする契約の規定に従う」とされる (§ 470-IV) ので、 <u>債権者の引受人に対する承諾 (§ 470-III 後段) は、債務者に対する受益の意思表示 (§ 537-III) としての意味を持ち、この受益の意思表示により債権者の引受人に対する債権が発生する。</u>	26/04/02
237	平 23-23 <sup>9</sup> 改 (No.390) 肢イ 解説 2~3 行目 相殺を認めるのが判例 (最判昭 32.7.19) であるところ、	相殺が認められる (§ 469-I、最判昭 32.7.19) ところ、	26/04/02
289	平 25-17 (No.414) 肢ア 解説 1 行目「不能となった」から 4 行目「よって」までを以下に差替え 不能となったことにより、「債権者は、その債務の履行を請求することができない」 (§ 412 の 2-I)。この場合、建物引渡債務は消滅して損害賠償 (填補賠償) 義務に代わる (§ 415-I 本文・II①)。したがって、		26/04/02
291	令元-24 改 (No.415) 肢エ 解説を以下に差替え 本肢では、B が A に対して売買目的物甲の引渡しを求めた場合に A がこれを拒めるか、同時履行の抗弁権 (§ 533) の主張の可否が問題となっている。本問契約上 A の代金支払義務が先履行であるが、B の引渡請求の時点では引渡請求者 B の債務の弁済期も過ぎている以上 533 条ただし書の適用がなく、A の同時履行の抗弁権は制限されないから、A は B の引渡請求に対して同時履行の抗弁権 (§ 533 本文) を主張して、これを拒みうる。		26/04/02

291	肢オ <u>解説を以下に差替え</u> AがBに対して代金及び利息の支払いを求めることができるのは、売買目的物甲を引き渡した日平成31年4月25日からである(§575-II)。また、代金支払期日4月20日の時点では両当事者ともに弁済をしなかったため、肢エのとおり、両債務は期限の定めのない債務となっており、4月25日に引渡しとともに支払いを催告することにより、この日からの利息の支払いを求めることができる(§412-III)。	26/04/02	
311	平18-12 (No.425) 肢ウ <u>解説1行目冒頭から2行目「すると、」までを以下に差替え</u> 合意解除は、契約成立後に当事者間の新たな合意によって契約を解消することであり、私的自治の原則から認められるものであるから遡及効の有無も自由に定めうる。遡及効がないとする合意であった場合にはCの登場時期がいずれであっても両説とも本肢の結論になる。遡及効があるとする合意であった場合、法定解除について直接的効果説を前提に判例(最判昭33.6.14)は、「遡及効を有する契約の解除が第三者の権利を害することを得ないものであることは民法545条1項但書の明定するところである。合意解約は右にいう契約の解除ではないが、それが契約の時に遡って効力を有する趣旨であるときは右契約解除の場合と別異に考うべき何らの理由もないから、右合意解約についても第三者の権利を害することを得ない」とするので、	26/04/02	
419	平27-25 (No.474) 肢エ <u>解説1行目</u> 賃料請求できる(§613-II)。	賃料請求できる(§613-I前段)。	26/04/02
660	平25-32 <sup>14</sup> 改 (No.585) 肢ウ <u>問題文2行目</u> 提起することができない。	提起することができる。	26/04/02
661	肢ウ <u>解説6行目「そして、」から解説末尾を以下に差替え</u> そして、推定(§772)がない以上、提訴権者(§775)や提訴期間(§777)の制限があり、また「第772条の規定により子の父が定められる場合において」(§774-I)行う嫡出否認の訴えでなく、親子関係不存在確認の訴え(人事訴訟法2条2号)によるべきである(最判平12.3.14参照)。したがって、母が嫡出否認の訴えを提起できるとする本肢は誤っている。 肢オ <u>解説2行目</u> の訴えとの不整合を図るべく	の訴えとの整合を図るべく	
701	令3-31 (No.605) 肢エ <u>解説を以下に差替え</u> 「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる」(§834の2-I)。子の祖父母は6親等内の血族(§725①)であって親族にあたるので、親権停止の審判請求できる。		26/04/02

以上